

## 下水道の供用開始区域が 決定しました

下水道が新たに整備された区域について、供用開始の告示を行いました。

このため、区域内にある建物の所有者等は、供用開始の日から6カ月以内に排水設備の設置を、3年以内に水洗便所への改造を実施しなければなりません。

■排水設備などの工事  
排水設備などの工事は、市

## ■下水道の供用開始区域

玉津	森戸、川北、玉津、横黒下、横黒西、市塚新街、市塚船屋東南、船屋東北 各一部区域
飯岡	堀の内、西原、池の内、辰川、辰川住宅 各一部区域
西条	北新田、常盤巷、北浜南 各一部区域
神拝	下喜多川北、八丁、古川、富士見町、王子町 各一部区域
大町	明神木、若水町、中町小川、加茂町、広見町、若葉町東若葉町西、寿町 各一部区域
神戸	宵の原、中の段、日明、楠、中西、北組、土居内、東原新出、棚林 各一部区域
禎瑞	禎瑞上、禎瑞中 各一部区域
橘	西田、西泉東、西泉中、西泉西、檜木西、野々市西 各一部区域
氷見	上町、西町、西の原、下町、末長、野部里 各一部区域
国安	国安の一部区域
丹原	今井、池田、願連寺、久妙寺 各一部区域

の指定工事店で行うことが義務付けられています。工事をされる方は、指定工事店へ申し込み、工事内容や日程などについてご相談ください

指定工事店がわからない場合は、担当課へお問い合わせください。

### ■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課

下水道業務係(内線2825)

○東予総合支所建設管理課

下水道係 (内線141)

## 水洗便所改造資金の融資 をご利用ください

くみ取り便所を水洗便所に改造する工事や浄化槽を廃止して下水道に接続する工事の際に、市では資金の融資ありませんを行っています。

### ■融資の対象者

○自己資金による改造が困難であること

○市税、受益者負担金、分担金などの滞納がないこと

○下水道処理開始日から3年以内に行う工事であること

○申請者と生計が別で、市内に住所を有する連帯保証人がいること

### ■融資限度額

○くみ取り便所の場合

改造工事1件につき40万円

○浄化槽の場合

改造工事1件につき30万円

■利息 市が負担します。

■償還方法 貸付けの翌月から、改造工事1件につき毎月1万円ずつ償還。

■問合せ  
申請方法など詳しくは、指定工事店または担当課へお問い合わせください。

○市庁舎本館下水道業務課  
下水道業務係(内線2825)

○東予総合支所建設管理課  
下水道係 (内線141)

## 下水道使用人数に変更が生じた場合は届出をしてください

地下水を利用する一般家庭の下水道使用料は、下水道を使用する人数(世帯人数)に応じて算定しています。

世帯の人数が変更になった場合は、必ず担当課へ届出をしてください。

### ■長期不在者がいる場合

下水道使用料を人数で算定している世帯で、市外への就学や入院・施設入所などで長期にわたって不在にしている世帯員がいる場合は、届出を行うとその人数分を差し引いて算定します。

届出には次のような事実を証明する書類が必要です。

○就学：在学証明書または学生証の写し

○長期入院：医師の診断書

○施設入所：入所証明書

○就業者：勤務証明書

### ■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課  
下水道業務係(内線2825)

○東予総合支所建設管理課  
下水道係 (内線141)

## 市民課窓口の受付時間を延長しています

毎週木曜日・19時まで (祝祭日・年末年始を除く)

市庁舎本館市民課と各総合支所市民福祉課では、毎週木曜日に次の窓口業務を延長して行っています。なお、下記以外の窓口業務は、通常どおり17時15分までです。

印鑑登録、戸籍謄本・戸籍抄本・住民票・印鑑証明書の交付。



詳しくは、市庁舎本館市民課  
市民係 (内線2424) へ。